

(健Ⅱ349F)
令和2年11月25日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

HER-SYS 関係の利用に関するオンライン説明会の説明動画の送付について

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）については、「地域の医療機関向けマニュアルの送付とオンライン説明会開催のご案内について（HER-SYS 関係）」（令和2年10月20日付（健Ⅱ308F））をもってお知らせし、厚生労働省による HER-SYS の利用方法に関するオンライン説明会が6回にわたり開催されたところです。

今般、厚生労働省より、説明会の要点をまとめた動画を掲載した DVD が作成されましたので、貴会宛てに一部送付いたします。

本動画は本会ホームページ（メンバーズルーム）に掲載する予定です。なお、本動画については、一般への周知は想定していないことから、活用には配慮をすよう求めておりますことを申し添えいたします。

また、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関する Q & A が更新されておりますので、併せて情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

<別 添>

- ・ HER-SYS 関係の利用に関するオンライン説明会の説明動画の送付について
- ・ DVD 1部
- ・ 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関する Q & A について（その5）

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

HER-SYS の利用に関するオンライン説明会の説明動画の送付について

厚生労働省においては、次のインフルエンザ流行に備え、先月以降、主として地域の医療機関等を対象とした HER-SYS の利用方法に関するオンライン説明会を6回にわたり開催してきましたが、今般、説明会における説明の要点をまとめた動画を DVD に掲載しましたので、御参考までに送付いたします。

御活用にあたっては、下記の点に御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 説明動画 (DVD) の活用方法について

オンライン説明会では、HER-SYS の利用方法を一から解説することを主眼に、厚生労働省ホームページに掲載している「HER-SYS 簡易操作マニュアル」(※)を用いて、担当職員から御説明いたしました。諸事情により、説明会に御参加いただけなかった医療機関もあろうかと存じますので、今般、別添のとおり説明動画 (DVD) を準備しました。

なお、説明動画につきましては、一般への周知は想定しておらず、あくまでも HER-SYS を活用される可能性のある医療機関関係者等に限定した活用を想定しておりますので、活用にあたっては、例えば、貴会会員向けサイトへの掲載に止めるなど、特段の御配慮をお願いいたします。

2. オンライン説明会の説明の要旨、FAQ について

オンライン説明会の説明動画に加え、「地域の医療機関向け説明会における説明の要旨」及び「HER-SYS の利用に関する FAQ (医療機関向け)」も厚生労働省ホームページ (※) に掲載しておりますので、併せてご覧下さいますようお願いいたします。

(※) 厚生労働省ホームページ→新型コロナウイルス感染症情報特設ページ→政府の取組等の中にある「感染者等の情報把握等 (HER-SYS)」→「※HER-SYS の詳細はこちら」→「HER-SYS 簡易操作マニュアル」「地域の医療機関向け説明会における説明の要旨」「HER-SYS の利用に関する FAQ (医療機関向け)」で閲覧できます。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03 (5253) 1111 (内線8082/8083)

メール：corona-taisaku@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年11月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて（その5）

HER-SYSの入力に当たっては、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて（その4）（令和2年10月14日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、疑似症患者の届出については、入院症例に限ることとされ、また、これに併せて、検査結果が陰性の場合については、HER-SYSへの入力を不要にする取扱いとした旨をお示したところです。

今般、「HER-SYS 入力データの精度管理の向上に向けた取組について（依頼）」（令和2年11月16日付け事務連絡）により、HER-SYSに入力されているデータについて、システム面での対応（論理チェック機能の追加）を進めるとともに、保健所、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）及び国立感染症研究所（中央感染症情報センター）による関与の仕組みを明確化しました。

これに併せて、事務連絡のQ&Aを別添のとおり修正いたしましたので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

（追加した問）

問 14-2 「発生届タブ」の「保健所確認済」ボタンはどのタイミングで押せばよいのでしょうか。

問 14-3 「記録タブ」の「現在のステータス」は誰が入力すればよいのでしょうか。

問 18-2 医療機関に HER-SYS の URL をいつ案内すればよいのでしょうか。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8082／8083）

HER-SYS を活用した発生動向調査に関する Q & A

<総論>

- 1 HER-SYS への入力、法令上の根拠があるのでしょうか。入力情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。・・・ 4
- 1-2 保健所設置市ではない市町村でも個人情報保護条例を制定している場合が通常ですが、HER-SYS への入力、当該市町村の個人情報保護条例との関係で問題ないですか。・・・ 5
- 2 接触確認アプリのための「処理番号」の発行事務は、法令に基づく業務ですか。発行のために入力する情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

<発生届・検査情報関係>

- 3 疑似症患者について、検体採取時点で発生届を提出し、その後結果が陰性の場合には、発生届情報を修正すべきですか。また、結果が陽性の場合には、改めて確定患者としての発生届を提出すべきですか。・・・ 6
- 4 発生届の提出先保健所（医療機関所在地を管轄する保健所）と、その後の患者フォローアップを行う保健所が異なる場合には、どのように情報連携したらいいですか。
- 5 患者数が多くなってきた場合など、事務負担を考慮して、発生届の項目の一部を省略してもいいですか。
- 5-2 HER-SYS の入力項目が多いように感じますが、どの項目をきちんと入力すればいいですか。・・・ 7
- 6 一連の診療の過程で複数回検査を行った場合に、ある検査が陰性で、別の検査で陽性になったときには、どのように検査情報を入力したらいいですか。
- 7 過去に検査結果が陰性だった人が、しばらく期間をおいて、陽性になった場合には、どのようにしたらいいですか。
- 8 HER-SYS 上で発生届を提出した場合、提出日・受理日はいつになりますか。
- 9 入院患者の健康状態に関する情報については、HER-SYS に入力を行えば、これまで厚労省に対しメールで行っていた報告は不要でよいのでしょうか。・ 8
- 10 病原体サーベイランスは NESID ですか。その場合の紐づけはどのように行うのでしょうか。
- 10-2 疑似症患者の場合にも、HER-SYS への入力は必須ですか。
- 11 検査結果が陰性の場合も入力が必要ですか。
- 12 保健所が自ら検体採取を行う場合の検査情報は、どのように入力したらいいですか。

- 13 自由診療として行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 14 妊婦に対して分娩前に行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。
- 14-2 「発生届タブ」の「保健所確認済」ボタンはどのタイミングで押せばよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 14-3 「記録タブ」の「現在のステータス」は誰が入力すればいいのでしょうか。

<その他入力関係>

- 15 HER-SYS 上での「重症」とはどのような状態を指しますか。・・・・・・・・・・ 11
- 16 入力業務を外部委託してもいいですか。
- 17 医療機関での入力については、医師が行う必要がありますか。
- 18 医療機関に ID を付与する場合、特定の職員名で登録する必要がありますか。
- 18-2 医療機関に HER-SYS の URL をいつ案内すればよいでしょうか。・ 12

<地方衛生研究所関係>

- 19 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）で入力や編集を行うためには、どのように ID を付与すればいいですか。

<統計関係>

- 20 いつから HER-SYS 入力情報を用いた集計・公表が始まりますか。
- 21 自治体での分析や公表資料の作成のために、HER-SYS のデータを用いていいですか。厚労省への申請等が必要ですか。
- 22 データを研究者等の第三者に提供していいですか。

<セキュリティ関係>

- 23 HER-SYS のセキュリティ対策はどうなっていますか。
- 24 システムのトラブル等の対応が発生した場合には、どのように対応したらいいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 25 万一情報漏洩が生じた場合、どのような責任分担となりますか。

<総論>

1 HER-SYS への入力、法令上の根拠があるのでしょうか。入力情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

(答)

- 感染症法第 12 条（発生届）、第 15 条（積極的疫学調査）、第 19 条（入院勧告）、第 20 条（入院勧告）等に基づく事務です。法令に基づく第三者提供（HER-SYS の場合は国への提供等）は、個人情報保護法で認められています。

(参考)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
（国及び地方公共団体の責務）

第三条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二（略）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3～6（略）

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3～7 (略)

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9～12 (略)

1-2 保健所設置市ではない市町村でも個人情報保護条例を制定している場合が通常ですが、HER-SYS への入力は、当該市町村の個人情報保護条例との関係で問題ないですか。

(答)

- 個人情報保護条例は各自治体で策定されるものですが、通常は、個人情報の取得・利用・提供の制限について、法令の規定に基づく場合は適用除外とする旨の規定が設けられています。

- HER-SYS への入力は、感染症法第 12 条（発生届）、第 15 条（積極的疫学調査）、第 19 条（入院勧告）、第 20 条（入院勧告）等に基づくものであり、個人情報保護条例上の「法令の規定に基づく」事務であることから、問題はありません。

2 接触確認アプリのための「処理番号」の発行事務は、法令に基づく業務ですか。発行のために入力する情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

(答)

- 感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行う事務です。処理番号の発行に必要な情報は、感染症法第 12 条に基づく発生届の内容と重複します。また、あくまでも本人の希望に基づいて発行するものです。そのため、個人情報保護法との関係で問題はありません。

<発生届・検査情報関係>

3 疑似症患者（入院が必要であると医師が認めた者に限る。）について、検体採取時点で発生届を提出し、その後結果が陰性の場合には、発生届情報を修正すべきですか。また、結果が陽性の場合には、改めて確定患者としての発生届を提出すべきですか。

（答）

- 結果が陰性の場合には、発生届タブの「検査記録」欄で検査結果を陰性に修正してください。
- 結果が陽性の場合には、①発生届タブの「追加登録」ボタンを押して、新しく発生届の提出をしていただくか、②「診断（検案）した者（死体）の類型」（HER-SYS 上の「診断分類」）を確定患者に修正した上で、診断日と報告日を修正してください（報告日は、確定患者としての発生届を提出した日（原則として、確定患者の診断があった日）となります）。（いずれの方法によることとしても構いません。）

4 発生届の提出先保健所（医療機関所在地を管轄する保健所）と、その後の患者フォローアップを行う保健所が異なる場合には、どのように情報連携したらいいですか。

（答）

- HER-SYS では、担当保健所の変更や複数の関係保健所の設定により、異なる保健所間での情報共有が可能です。

5 患者数が多くなってきた場合など、事務負担を考慮して、発生届の項目の一部を省略してもいいですか。

（答）

- HER-SYS の利用有無にかかわらず、まずは「診断（検案）した者（死体）の類型」「氏名」「性別」「生年月日」「所在地」「診断方法」を届け出ていただくこととして差し支えありません（※）。その他の情報については、把握次第、順次、追加で報告（又は入力）してください。

※ HER-SYS 上、「診断（検案）した者（死体）の類型」は「診断分類」、「診断方法」は「検査方法、検体、検体採取日、（検査結果が判明している場合は）陽性・陰性・不明の別」と表示されます。

また、「所在地」は、HER-SYS 上「居所の住所」と表示されますが、分らない場合は、「住所登録している住所」の入力をお願いします。

5-2 HER-SYS の入力項目が多いように感じますが、どの項目をきちんと入力すればいいですか。

(答)

- 検査タブ、発生届タブ、居所タブ、健康観察タブ、医療タブ等がありますが、もとより、患者のステータスに応じて必要な情報を入力すればよく、全ての項目を入力する必要は必ずしもありません。

- HER-SYS への入力に当たっては、まずは、「発生届タブ」の情報と「記録タブ」の「現在のステータス」を确实・正確に入力してください。

6 一連の診療の過程で複数回検査を行った場合に、ある検査が陰性で、別の検査で陽性になったときには、どのように検査情報を入力したらいいですか。

(答)

- 検査結果は、一度に4回分まで入れられますので、検査タブの追加登録や発生届の編集機能を用いて、両方の検査について御入力ください。

7 過去に検査結果が陰性だった人が、しばらく期間をおいて、陽性になった場合には、どのようにしたらいいですか。

(答)

- 例えば、医師の判断により、数日待ってから再検査を行った場合など、一連の診療の過程であると言える場合には、確定患者としての発生届を提出してください（問3も御参照下さい）。
※「追加登録」機能を用いて発生届を提出した場合、保健所や医療機関において、過去の発生届の情報の編集ができなくなる点にご留意ください。
- 別の医療機関において再検査した場合や、最初の検査から数週間以上経過して再検査を行うなど、別の事情に起因して検査が行われた場合については、新規患者として登録した上で、検査情報や発生届情報をご入力ください。

8 HER-SYS 上で発生届を提出した場合、提出日・受理日はいつになりますか。

(答)

- 「診断（検案）した者（死体）の類型」ごとに、それぞれ最初に報告を行った日（「報告」ボタンを押下した日）が提出日かつ受理日になります。この日付は、HER-SYS 上で確認可能です。

9 入院患者の健康状態に関する情報については、HER-SYS に入力を行えば、これまで厚労省に対しメールで行っていた報告は不要でよいのでしょうか。

(答)

○ HER-SYS に入力して頂ければ、別途の報告は不要です。

10 病原体サーベイランスは NESID ですか。その場合の紐づけはどのように行うのでしょうか。

(答)

○ NESID での登録をお願いします。HER-SYS の患者情報との紐づけが必要な場合は、適宜各自治体において、共通となる ID 等により管理していただくようお願いいたします。

10-2 疑似症患者の場合にも、HER-SYS への入力は必須ですか。

(答)

○ 感染症法上の取扱いとして、疑似症患者の届出については、入院症例に限ることとされております。すなわち、疑似症患者であっても入院されずに外来でとどまる方等については、HER-SYS への入力は不要です。

○ なお、HER-SYS への入力が必要となる疑似症患者(入院症例)の入力項目は、陽性者と同様です。

11 検査結果が陰性の場合も入力が必要ですか。

(答)

○ 入院された疑似症患者については、疑似症と診断された時点で(疑似症患者として) HER-SYS への入力が必要となります。

疑似症患者であっても外来でとどまる方等については、その後の検査結果が判明し、検査結果が陽性の場合のみ、(陽性患者として) HER-SYS への入力が必要です。

○ なお、入院症例の疑似症患者に関する HER-SYS への入力については、問3も合わせて参照してください。

12 保健所が自ら検体採取を行う場合の検査情報は、どのように入力したらいいですか。

(答)

○ 検体採取の対象者が、確定患者や疑似症患者(入院症例に限る。)に該当する場合には、発生届タブに必要な情報をご入力ください。

13 自由診療として行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。

(答)

- 自由診療として行う検査は、行政検査に当たりませんので、検査の報告は不要です。確定患者や疑似症患者（入院症例に限る。）に当たると医師が判断した場合には、発生届を提出してください。

14 妊婦に対して分娩前に行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。

(答)

- 母子保健医療対策総合支援事業により公費補助を行う「不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査」については、行政検査に当たりませんので、検査の報告が不要です。確定患者や疑似症患者（入院症例に限る。）に当たると医師が判断した場合には、発生届を提出してください。この場合、発生届の自由記載欄などに「妊婦支援事業」である旨を記載してください。

(参考)「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る Q&A 等について」(令和2年6月17日付け事務連絡)別添2「『寄り添い型支援』及び『不安を抱える妊婦への分娩前検査』の実施方法等について」(抜粋)

2. 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査の実施

(1) 検査の実施体制について

③ 検査実施機関等における検査申込書の保管について

- 検査実施機関において、上記②で妊婦に記載いただいた検査申込書(別添4)を各自治体の文書管理規定に則り、保管するようお願いします。
- 本事業における PCR 検査を実施し、新型コロナウイルス感染症と診断した場合においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、確定患者としての発生届(※)を行うこととなります。そのため、感染症対策の担当において、患者の健康状態等のフォローアップ等が行われますので、母子保健と感染症対策で担当が異なる場合には、感染症対策の担当と緊密に連携をとるようお願いします。

(※)発生届は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS:ハーシス)(以下、HER-SYSという。)により提出することもできます。

④ 検査実施件数と陽性者数の報告について

- 本事業における検査実施件数について、今後、国への報告をお願いする場合があります。その際には、別途ご連絡しますので、お手数をおかけしますが、ご対応のほど、お願いいたします。
- 国における陽性者数の集計については、上記③の発生届の内容に基づいて行う

こととします。したがって、発生届（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により行う場合を含む。）の自由記載欄など（※）において、「妊婦支援事業」である旨を記載するよう、当該事業の検査を実施する医療機関に対し周知いただくようお願いいたします。

（※）発生届の様式（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 5 月 13 日付け健感発 0513 第 4 号）の別記様式 6-1 をいう。）中、「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」など「妊婦支援事業」と明記できる欄を活用することを想定しています。

14-2 「発生届タブ」の「保健所確認済」ボタンはどのタイミングで押せばよいのでしょうか。

（答）

- HER-SYS 上で医師により発生届が提出されると、届出先保健所にメールが送付されます。各保健所におかれては、
 - ・ まずは、当該メールに記載されているスマホ入力 ID を用いて、発生届が提出された患者を特定してください。
 - ・ 次に、当該発生届の入力内容を目視により確認し、明らかな不備や入力漏れ等がないことが確認された場合には、当該患者の発生届上にある「保健所確認済」ボタンをクリックして下さい。（感染症法第 12 条第 1 項に基づき、医師が発生届を提出する際は、保健所を経由することとされております。）
- 発生届の入力を保健所で行った場合には、入力した職員以外の者が入力内容を目視で確認し、「保健所確認済」ボタンをクリックすることが望ましいですが、各保健所の実情に応じて、入力した職員自身が入力内容を最終確認することとしても差し支えありません。（本庁等で一括して入力する場合も同様です。）
- なお、発生届の入力内容の確認の際には、過度に時間を要することがないように、届出事項の入力状況（具体的には、生年月日、報告年月日をはじめとした各種年月日と検査記録の入力状況等）を目視確認することで足りることとします。

14-3 「記録タブ」の「現在のステータス」は誰が入力すればいいのでしょうか。

（答）

- HER-SYS への入力に当たっては、まずは、「発生届タブ」の情報と「記録タ

ブ」の「現在のステータス」を確実・正確に入力していただくよう、お示ししているところです（問5－2も御参照下さい）。

- HER-SYS上で医師により発生届が提出された後に、保健所において発生届の内容を確認していただきますが、その際には、「記録タブ」の「現在のステータス」の入力状況も確認して下さい。
- その上で、
 - ・ 「現在のステータス」が既に入力されている場合は、その入力内容を確認いただく、
 - ・ 「現在のステータス」が未入力の場合には、保健所において入力していただくようお願いいたします。
- また、その後、「現在のステータス」に変化があった場合には、当該ステータスについて、保健所において修正いただくようお願いいたします。

<その他入力関係>

15 HER-SYS上での「重症」とはどのような状態を指しますか。

(答)

- 集中治療室(ICU)等での管理や人工呼吸器管理又は体外式心肺補助(ECMO)による管理が必要な患者を指します。

16 入力業務を外部委託してもいいですか。

(答)

- 個人情報を取り扱う業務となりますので、各自治体や医療機関の内規等に基づいて、適切にご対応ください。

17 医療機関での入力については、医師が行う必要がありますか。

(答)

- 医学的な判断が必要な項目(既往歴、症状等)について、担当医師が内容を確認(※)した上で、入力作業を事務職等の他の方が行うこととしても差し支えありません。

※発生届は、感染症法第12条において医師が提出することとされていますので、内容の確認については医師に行って頂くようお願いいたします。

18 医療機関にIDを付与する場合、特定の職員名で登録する必要がありますか。

(答)

- 必ずしもその必要はありません。例えば、「△△課1」「××病棟2」というユーザー名で登録していただくことが可能です。
- なお、入力者が特定されている等の場合には、特定の職員名で登録しても差

し支えありません。

18-2 医療機関に HER-SYS の URL をいつ案内すればよいでしょうか。

(答)

- 医療機関に対して、HER-SYS の ID・パスワードを付与する際、当該医療機関に対して、HER-SYS の URL も併せてご案内いただきますようお願いいたします。

<地方衛生研究所関係>

19 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）で入力や編集を行うためには、どのように ID を付与すればいいですか。

(答)

- 保健所用の ID を付与してください。地方衛生研究所への ID 付与に当たって、付与数が保健所に割り当てられた数を超過しそうな場合は、厚生労働省に相談して下さい。

<統計関係>

20 いつから HER-SYS 入力情報を用いた集計・公表が始まりますか。

(答)

- 陽性者数や検査件数を勘案して、入力状況が進んでいる自治体から、HER-SYS の入力情報に基づいて統計データの公表を開始します。

21 自治体での分析や公表資料の作成のために、HER-SYS のデータを用いていいですか。厚労省への申請等が必要ですか。

(答)

- 所管区域の患者等データについては、各自治体の判断で活用して差し支えありません。

22 データを研究者等の第三者に提供していいですか。

(答)

- 所管区域の患者等データについて、各自治体の責任において第三者提供を行う場合には、各自治体の個人情報保護条例や内規等に従って、適切に御対応下さい。
- なお、国からの提供については、匿名化の方法等を含め、そのあり方について検討中です。

<セキュリティ関係>

23 HER-SYS のセキュリティ対策はどうなっていますか。

(答)

- HER-SYS においては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した、厚生労働省情報セキュリティポリシーに準じて、情報セキュリティ対策として、通信回線の暗号化 (TSL1.2)、アクセス制御、アクセスログの管理・保存等を実施しています。
- また、HER-SYS 稼働に際しては、外部機関による脆弱性診断 (監査) も実施しているほか、利用に際して、ユーザーID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行し2要素の認証を行います。
- こうした技術面に加えて、運用面での対策も重要ですので、ID・パスワードの適切な管理等、各自治体におかれても御協力をお願いします。

24 システムのトラブル等の対応が発生した場合には、どのように対応したらいいですか。

(答)

- ヘルプデスクにご相談下さい。トラブル等の内容に応じて、厚労省職員又は厚労省の委託業者が、保健所に事前にご連絡した上で、システムのデータにアクセスさせていただく場合があります (※)。

※感染症法第12条及び第15条において、発生届の内容や積極的疫学調査の結果については、国に報告することとされており、厚労省 (委託業者を含む。) が業務 (システムの運営を含む。) に必要な範囲で個人情報を見ることができるといって、法令上違反するものではありませんが、運用上、業務に必要な範囲以外のページにはアクセスしないことを徹底し、個人情報についてはできる限り閲覧することのないようにします。

25 万一情報漏洩が生じた場合、どのような責任分担となりますか。

(答)

- 原則として、データを管理しているクラウドや厚労省の端末からの漏洩などについては厚労省が、自治体の端末からの漏洩などについては各自治体が責任を負います。具体的には、個々の事例に応じて、判断することになります。
- (以上)